

● 幌延町認定こども園 利用者負担額（保育料） ●

※
上段は第1子
下段は第2子

平成30年4月1日～

利用者負担額徴収基準額表(教育標準時間認定(1号給付))

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額 (月額)円			
階層区分	定 義					
A	生活保護世帯		0			
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の町民税非課税世帯		ひとり親世帯等			
			ひとり親世帯等以外の世帯			
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	77,101円未満	ひとり親世帯等	1800	
				ひとり親世帯等以外の世帯	0	
	2		77,101円以上 211,200円未満	ひとり親世帯等	6060	
				ひとり親世帯等以外の世帯	3030	
	3		211,200円以上			12,300
						6,150
				15,420		
				7,710		

利用者負担額徴収基準額表(保育認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳以上児(2号給付) 徴収基準額(月額)円		3歳未満児(3号給付) 徴収基準額(月額)円			
階層区分	定 義		保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間		
A	生活保護世帯		0	0	0	0		
B	A階層を除き、当該年度分の町民税非課税世帯		ひとり親世帯等		0	0		
			ひとり親世帯等以外の世帯		3,600	3,600	5,400	5,400
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	3600	3600	5,350	5,290
				ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0	0
	2		48,600円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	9,900	9,780	11,700	11,580
				上記以外の世帯	4,950	4,890	0	0
	3		97,000円以上 169,000円未満	ひとり親世帯等	3600	3600	5400	5400
				ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0	0
	4		169,000円以上 301,000円未満	ひとり親世帯等	16,200	15,960	18,000	17,760
				ひとり親世帯等以外の世帯	8,100	7,980	0	0
	5		301,000円以上	ひとり親世帯等	24,900	24,540	26,700	26,340
				ひとり親世帯等以外の世帯	12,450	12,270	0	0
		ひとり親世帯等	34,800	34,260	36,600	36,060		
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,400	17,130	18,300	18,030		
		ひとり親世帯等	46,200	43,640	48,000	47,280		
		ひとり親世帯等以外の世帯	23,100	21,820	24,000	23,640		

- ・利用者負担額は町民税の所得割額を基に階層区分が設定されます。
4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。
- ・1号給付～3号給付まで給食費（完全給食）を含んだ保育料です。
- ・教育・保育に必要な教材費等は実費分を徴収します。（世帯の所得により助成あり）

- ・利用者負担額は、国の基準額の改正により変更になる場合があります。

●多子軽減について

- ・教育標準時間認定（1号給付）は小学校3年までの範囲において最年長から順に、2人目以降が認定こども園を利用した場合、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・保育認定（2号・3号給付）は認定こども園を同時に利用する最年長から順に、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・3歳未満児の保育料について、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業により、第1子の年齢の制限なくC-1階層までの第2子以降が0円となります。

●ひとり親世帯等の軽減について●

- ・B階層無償、C-1、C-2階層(保育認定)第2子以降は無償となります。（ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭および障がい者手帳の交付を受けている家族がいるなどです）

●時間外保育（延長保育）、一時預かり保育等の特別保育料金について

- ・時間外保育(延長保育)料金 15分までごとににつき 80円
- ・一時預かり等保育料金 1時間までごとににつき 300円

●問寒別へき地保育所利用者負担額（保育料）

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			徴収基準額 (月額)円
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯		2,500
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満
	2		48,600円以上 97,000円未満
	3		97,000円以上 169,000円未満
	4		169,000円以上

- ・保育料は町民税の所得割額を基に階層区分が設定されます。
なお、4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。
- 多子軽減について
- ・問寒別へき地保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額になります。

利用者負担額についての問い合わせは、認定こども園、問寒別へき地保育所とも、認定こども園（5-1254）でお受けしています。

